

別表（第2条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、入札参加資格確認資料その他の契約締結前の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑等)</p> <p>2 市発注契約の履行に当たり、過失により工事又は業務を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 県内における本市発注以外の契約（以下「県内における一般契約」という。）の履行に当たり、過失により工事又は業務を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 2の項に掲げる場合のほか、市発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 県内における一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>

(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)	
7 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内
8 県内における一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、当該関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2か月以内
(贈賄)	
9 次に掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）	6か月以上24か月以内
(2) 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のものをいう。以下同じ。）	5か月以上18か月以内
(3) 使用人（有資格業者の使用人で一般役員等以外のものをいう。以下同じ。）	3か月以上12か月以内
10 次に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	5か月以上18か月以内
(2) 一般役員等	3か月以上12か月以内
(3) 使用人	2か月以上6か月以内
11 次に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	5か月以上18か月以内
(2) 一般役員等	2か月以上6か月以内
(3) 使用人	1か月以上3か月以内

<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 次に掲げる契約において、その業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 市発注契約</p> <p>(2) 県内における他の公共機関等を相手方とする契約</p> <p>(3) 前2号以外の契約</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6か月以上 24か月以内</p> <p>5か月以上 18か月以内</p> <p>3か月以上 12か月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為)</p> <p>13 市発注契約に関し、次に掲げる場合に該当することとなったとき。</p> <p>(1) 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>(2) 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12か月以上 36か月以内</p> <p>12か月以上 36か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>14 市発注契約の履行に当たり、代表役員等、一般役員等又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上 24か月以内</p>
<p>15 次に掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（前項に掲げる場合を除く。）</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>5か月以上 18か月以内</p> <p>3か月以上 12か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>16 市発注契約の履行に当たり、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上 9か月以内</p>

<p>17 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。(前項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>18 前各項に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当する場で、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(1) 脱税の容疑により告発されたとき。</p>	
<p>(2) 経営等に関する詐欺行為、脅迫行為、暴力行為等を行ったとき。</p>	
<p>(3) 暴力等による入札妨害を行ったとき。</p>	
<p>(4) 落札したにもかかわらず契約締結を拒んだとき。</p>	
<p>(5) 落札者の契約の締結又は履行を妨げたとき。</p>	
<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。</p>	
<p>19 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(暴力団関係者)</p>	
<p>20 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団員であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6 か月を経過し、かつ、改善 されたと認められるまで の期間</p>
<p>21 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用しているなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 か月を経過し、かつ、改善 されたと認められるまで の期間</p>
<p>22 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 か月を経過し、かつ、改善 されたと認められるまで の期間</p>

<p>23 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p>
<p>24 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまでの期間</p>
<p>(経営不振等)</p>	
<p>25 手形の不渡り等により、銀行取引停止となったとき。</p>	<p>当該認定をした日から経営の再建がなされたと認められるまでの期間</p>
<p>26 使用人又は下請負業者に対し、賃金又は請負代金の支払をしなかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から賃金又は請負代金が支払われるまでの期間</p>

- 備考 「有資格業者の経営に事実上参加している者」とは、次のものとする。
- (1) 株主又は社員として、事実上経営を支配していると認められるとき。
 - (2) 顧問、相談役等の肩書を持ち、経営に関与していると認められるとき。
 - (3) 家族又は第三者の名義になっているが、名義人と同一生計にあると認められるとき。